

京都市告示第620号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
高辻通	中京区壬生檜町17番地の8地先から	旧	メートル 17.80	メートル 10.97 ~ 11.00
	同町17番地の4地先まで	新	17.80	10.97 ~ 11.00
檜町通	中京区壬生檜町17番地の8地先から	旧	26.80	4.45 ~ 10.51
	同町19番地の2地先まで	新	26.80	6.00 ~ 11.80
嵯峨経115号線	右京区嵯峨天龍寺今堀町8番地の1地先から	旧	22.80	4.63 ~ 4.71
	同町12番地の3地先まで	新	22.80	4.63 ~ 6.04
嵯峨経151の2号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町24番地の2番地地先から	旧	78.10	1.46
	同町20番地の71地先まで	新	78.10	1.46 ~ 3.65
洛西第二経38号線	西京区桂上野東町135番地の2地先内	旧	3.00	6.03 ~ 11.99
		新	3.00	6.03 ~ 12.05
松尾御陵経15号線	西京区御陵塚ノ越町17番地の3地先内	旧	4.80	4.00
		新	4.80	4.00

松尾御陵緯25号線	西京区御陵塚ノ越町17番地の3地先内	旧	21.20	5.43 ~ 5.63
		新	21.20	6.00 ~ 9.20
大枝10号線	西京区大枝中山町1番地の122地先から 同町1番地の420地先まで	旧	25.00	3.06 ~ 4.60
		新	25.00	3.21 ~ 4.60

(建設局土木管理部道路明示課)